

脱炭素電源と取り扱う電源種等について

提出様式（1）に記載する脱炭素電源の種類、新設・再稼働と取り扱う電源は下記の通りです。

脱炭素電源と取り扱う電源種 ^{※1} ※1 2※1 3	そのうち新設・再稼働と取り扱う電源
a.太陽光発電 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源 公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源
b.風力発電	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源 公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源^{※1 4}
c.水力発電	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源 公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源^{※1 5} 公募開始年度以降に運転開始する、大規模改修電源^{※1 6}
d.地熱発電	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源 公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源^{※1 7}
e.バイオマス発電（専焼） ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源 公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源をバイオマス専焼に改修する電源
f.バイオマス発電（混焼） ^{※3※4※5}	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源 公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源をバイオマス混焼に改修する電源
g.原子力発電	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源 公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源 公募開始年度以降に、2013年7月の新規制基準導入後、初めて再稼働する既設電源
h.火力発電（水素専焼） ^{※6}	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源 公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源 公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源を水素専焼に改修する電源
i.火力発電（水素混焼） ^{※4※6※7}	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源 公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源 公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源を水素混焼に改修する電源
j.火力発電（アンモニア専焼） ^{※6}	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源 公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源 公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源をアンモニア専焼に改修する電源
k.火力発電（アンモニア混焼） ^{※4} ※6※8	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源 公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源

	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源をアンモニア混焼に改修する電源
1.CCS 付火力発電 ^{※9※10}	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する、既設の火力電源を CCS 付に改修する電源
m.燃料電池 ^{※6※10※11}	<ul style="list-style-type: none"> 公募開始年度以降に運転開始する新設電源

※1 再エネ発電設備に蓄電池が併設されている場合、系統から充当される電力量は脱炭素電力に含まれない。

※2 様式（1）において電源の設備容量を記載する際には、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。

※3 メタン発酵ガス（バイオマス由来）、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料、農作物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料、建設資材廃棄物及び一般廃棄物その他バイオマスを燃料とするものを指す。

※4 脱炭素電力として認められるのは、非化石燃料使用分に限る。

※5 バイオマス依存率（バイオマスの発熱量 ÷ （バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を 60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用すること前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。

※6 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第2条第1項にて規定される「低炭素水素等」に該当する水素、アンモニアを燃料とする場合に限る。

※7 高位発熱量ベースで水素を 10%以上混焼させる場合に限る。

※8 高位発熱量ベースでアンモニアを 20%以上混焼させる場合に限る。

※9 LNG（既設電源の改修の場合は石炭も対象とする）による発電端設備容量から発電した電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って定格出力時に発生する二酸化炭素の回収率が、20%以上、かつ、当該電源で最大限二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する前提の回収率となる場合に限る。

※10 脱炭素電力として認められるのは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則第1条において非化石電源に係る電気に相当すると規定される量とする。

※11 電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置を導入した電源、又は、純水素型（※6）の電源に限る。

※12 様式（1）4. 4における供給量の増加目標については、※1、※4 及び※10 の脱炭素電力として認められる割合のみを加算すること。

※13 コーポレート PPA により特定の脱炭素電源からの電力や環境価値の供給契約を発電事業者と直接又は間接に締結する場合、※1、※4 及び※10 で脱炭素電力として認められない電力分については、非化石証書を購入するなど補填を行い、電力使用量の全量を脱炭素電力で賄うこと。

※14 風力発電におけるリプレースの定義は、「固定価格買取制度におけるリプレースの認定の考え方について（風力、地熱、水力）（平成29年5月18日更新）」に準ずるものとする。

※15 水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの。

※16 オーバーホール（水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの。

※17 地上設備、蒸気井、還元井の全部を更新するものや地上設備の全部を更新するものであって、かつ、蒸気井、還元井の全部又は一部を継続して使用するもの。

（補足）

需要家が実際に使用する電力量の全量を脱炭素電力で賄うため、上記表において脱炭素電力とみなされる電気の供給を対象とするコーポレートPPAに加え、残余分を補完するための脱炭素電力メニューを組み合わせた契約をすること。